

# NEW-E21 レンタカーご利用案内（予約）

## ご予約方法

●ご利用日程とプランが決まりましたら、お申し込み下さい。 お電話やFAXでの申し込みも可能です。

## ご予約にあたって

●運転される方の中に免許取得3ヶ月未満の方がいらっしゃる場合、免許取得3年以上の経験者が同乗される事を条件とさせて頂く場合がありますので、予めご了承下さい。

●法令の定めにより、運転者付きの貸渡し、あるいは運転者の紹介・斡旋は行えません。

●6歳未満の幼児が同乗される時にチャイルドシートが無い場合にはレンタカーの貸渡しは出来ません。 当社のチャイルドシートをご利用頂くか（1貸渡しにつき525円）、ご持参下さい。

\*数に限りが御座いますので、予め電話などでご確認下さい。

\*1歳未満対応のチャイルドシートのご用意は出来ません。

●NEW-E21レンタカーでは送迎サービス（有料）を行っております、ご希望のお客様はお申し込みの際にその旨お伝え下さい。（但し送迎エリアは貸出し営業所から半径1kmの範囲内とさせていただきます）・・・但し、現在利用不可となっております。

## 予約取消手数料

●事前のご連絡、または予約時間を1時間以上過ぎてもご連絡の無い場合には「予約取消し」として処理させて頂き、所定の予約取消手数料を申し受けます。 なお、ご予約頂いた当日に取消しをされた場合には、予約取消料は掛かりません。

予約取消 手数料	乗車日の7日前	無料	
	乗車日の6日前～3日前	基本料金の20%	5,000円
	乗車日の2日前～前日	基本料金の30%	を限度とします
	乗車日の当日	基本料金の50%	

## 貸渡しについて

### ご用意いただくもの

- 運転される方全員の運転免許証をご提示下さい。運転免許証は、ご利用のレンタカーを運転できる、日本国内で有効な物が必要となります。

### お支払い

- 現金・クレジットカード（利用可能なカードはHPでご確認下さい）がご利用可能です。

### ご出発

- 貸渡しの手続きがございますので、予約頂いた時間より、少し早めにご来店下さい。
  - 1) ご来店されましたら、予約の旨お申しつけ下さい。ご予約内容を確認いたします。
  - 2) 貸渡証の作成、手続き（要免許証）を行います。
  - 3) 保険や万一の事故に遭われたときの対応などについて、ご説明します。
  - 4) 料金のお支払い
  - 5) 車輛の確認（車輛の瑕疵などのチェック）

※操作上の注意や、ナビの操作方法など、気になることはスタッフにご確認下さい。

### 貸渡証について

- 貸渡し期間中は必ずレンタカー貸渡証を携帯して下さい。

### 貸渡し期間の車輛管理について

- 貸渡し期間中の保管場所の確保、日常点検整備などを含む、貸渡車輛の管理者はお客様となります。

## 返却について

### 超過時間・料金

●ご予定を変更される場合や、返却時間に間に合わない場合は、事前にご出発の店舗にご連絡下さい。尚その場合は、料金表に定める超過料金を返却時にお支払いいただきます。

※お車のご返却は営業時間内をお願いいたします。営業時間外での返却は受付出来ませんので、予めご了承下さい。

### 車輦の確認について

●店舗に着きましたら、スタッフに声を掛けてください。車輦の点検を行わせていただきます。

※大きなキズやへこみ、室内の汚損などがある場合はNOC（ノンオペレーションチャージ）料金を頂く場合がございます。

### 燃料について

●燃料は満タンで貸出ししております。出発店がガソリンスタンドの場合には、到着時に給油いたしますので、ガソリン代を実費でお支払い下さい。またガソリンスタンド以外の店舗より出発の場合は、満タン給油にてご返却下さい。

※当店で給油の場合は看板表示価格から5円/ℓ引きで給油させていただきます。

## ご利用の際のご注意

お車の運転にあたって以下の点にご注意下さい。

**シートベルトを着用して下さい。**

シートベルトを正しく着用して下さい。助手席や後部座席に乗車の方もシートベルトを忘れずに着用して下さい。

## 下記の行為は絶対にしないで下さい！

交通法違反行為及び、重大な事故の原因につながります。

- 飲酒運転
- 速度超過
- わき見運転
- 無理な割り込み
- 違法駐車（駐車違反）
- 運転中の携帯電話

## 違法駐車をしないよう、ご注意下さい

### ●放置駐車の確認標章が取り付けられた場合

- 1) 直ちに確認商標に記載された警察署に出頭し、所定の手続きを完了してください。
- 2) レンタカーご返却時まで反則金の支払いを完了して下さい。
- 3) レンタカーご返却時に確認の為、領収書等の書類を営業所にご提示下さい。

### ●ご返却時まで反則金の支払いが完了していない場合

- 1) 放置駐車違反を認め、期日までに反則金の支払いを完了する事等を記載した自認書を作成頂きます。
- 2) 自認書を作成頂けない場合、期日までに反則金等の支払いが完了しない場合は、お客様の個人情報を警察に提供する等の、放置駐車違反に関わる責任追及の為に必要な法的措置を行うと共に、(社)全国レンタカー協会のシステムに登録されますので、同協会に加盟するレンタカー会社は、該当のお客様への今後のレンタカーご利用をお断りする場合がございます。

※反則金の支払いが完了しない事により、レンタカーに対して車輛の使用制限命令が発出された場合には、放置違反金及び車輛の使用制限期間中の休業補償金を頂きます。